

ホール誘導灯消灯について

1. ホール誘導灯消灯の手続きについて

ホール等における視覚効果・演出効果上、特に暗さが必要な催し物で、誘導灯の消灯を希望する場合は、主催者において次の事項を順守し釧路市民文化会館へその必要な手続きをして下さい。

なお、入場者において高齢者や子供である場合など公演等の内容によっては消灯ができない場合がありますので、消灯の可否を急ぐ場合は早めにご提出下さいますようお願いいたします。

(1) 使用日までに、所定の「ホール誘導灯消灯届出書」を釧路市民文化会館受付へ提出してください。

また、所定の「ホール避難誘導灯消灯届出書」の届出にあたっては、次の添付書類が必要となります。

ア. 公演等にあたって、消灯を必要とする「タイムスケジュール」及び「人員配置計画書」を添付してください。

2. 誘導灯の消灯・点灯方法及び消灯範囲について

(1) 消灯できるのは、避難誘導灯（ホール客席内）のみです。足元灯を消灯すると、足元が非常に暗く危険なため、観客の安全を確保するために、足元灯の消灯はできません。

(2) 誘導灯の消灯はそれぞれ一括の消灯となります。

(3) 客席照明を残したままで、誘導灯のみを消灯することはできません。消灯スイッチはホール職員が操作します。

(4) 本番中であっても火災報知設備が作動した場合は、火災報知設備と連動して誘導灯が強制的に点灯します。

(5) 危険防止のため点灯が必要と認められる場合は、ホール職員の判断で主催者の承諾なく手動で誘導灯を点灯します。

3. 消灯の条件について

(1) 誘導灯の点灯が演出効果上特に障害となる時間帯、誘導灯に限定することとします。

(2) 消灯時の観客の入退場等につきましては、主催者の責任において各扉に懐中電灯を所持した案内要員を配置する等、安全対策に万全を期して下さい。

(3) 公演開始前に場内放送により、入場者に対し誘導灯を消灯する旨を、周知して下さい。

4. 場内放送例文について

「本日の公演は、演出上の都合により、誘導灯を消灯します。なお、非常の際には誘導灯が点灯しますが、あらかじめ非常口をご確認ください。緊急の際には、各扉にいます係員の指示に従って行動していただきますようお願いいたします。」

※ 主催者へのお願い

消灯による事故につきましては、釧路市民文化会館では一切の責任を負いません。

主催者の責任において十分な安全管理を行なってください。